

法制審議会刑事法（再審関係）部会 第1回会議配布資料	2
-------------------------------	---

統計資料

再審請求事件の処理状況

	総数		最高裁判所		高等裁判所	
	受理総数	既済人員	受理総数	既済人員	受理総数	既済人員
		うち再審開始決定の人員数				
令和元年	400 (221)	230 4	35 (27)	27	56 (24)	34
令和2年	400 (230)	213 0	39 (31)	33	47 (25)	25
令和3年	442 (255)	254 1	48 (42)	39	47 (25)	29
令和4年	430 (238)	252 0	36 (27)	28	72 (54)	39
令和5年	431 (250)	269 2	39 (31)	32	65 (32)	49

	地方裁判所		簡易裁判所		(参考)	
	受理総数	既済人員	受理総数	既済人員	通常 第一審 有罪人員	略式手続 有罪人員
		うち再審開始決定の人員数		うち再審開始決定の人員数		
令和元年	282 (145)	147 0	27 (25)	22 4	51,674	199,764
令和2年	288 (153)	139 0	26 (21)	16 0	49,308	171,640
令和3年	317 (168)	165 0	30 (20)	21 1	48,175	166,459
令和4年	299 (143)	170 0	23 (14)	15 0	43,211	156,251
令和5年	302 (170)	170 1	25 (17)	18 1	44,309	160,617

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 「通常第一審有罪人員」は実人員であり、その他は延べ人員である。

3 「受理総数」の括弧内の数値は、受理総数のうち、当該年の新受人員である。

4 最高裁及び高裁の人員には、特別抗告、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

5 最高裁及び高裁において再審開始決定のあった人員数は0である。

6 「通常第一審有罪人員」は、地裁及び簡裁における有罪人員数の合計である。

再審請求事件の請求人別・請求の理由別既済人員

(高・地・簡裁総数)(令和元年)

請求理由 区分			既済人員	請 求 人	
				検察官	本人側
総 数			203	4	199
請求の理由の主張のあるもの	刑 訴 法 435 条	1号	21	－	21
		2号	19	－	19
		3号	3	－	3
		4号	2	－	2
		5号	1	－	1
		6号	113	4	109
		7号	17	－	17
	刑訴法 436条 1項	1号	－	－	－
		2号	1	－	1
	旧刑訴法 485条	6号	－	－	－
適法な請求の理由 の主張のないもの			74	－	74

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 実人員である。
 3 請求理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の請求人別・請求の理由別既済人員

(高・地・簡裁総数)(令和2年)

請求理由			既済人員	請 求 人	
				検察官	本人側
総 数			180	－	180
請求の理由の主張のあるもの	刑訴法 435条	1号	27	－	27
		2号	18	－	18
		3号	3	－	3
		4号	－	－	－
		5号	－	－	－
		6号	108	－	108
		7号	19	－	19
	刑訴法 436条 1項	1号	2	－	2
		2号	1	－	1
	旧刑訴法 485条	6号	－	－	－
適法な請求の理由の主張のないもの			53	－	53

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 実人員である。
 3 請求理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の請求人別・請求の理由別既済人員

(高・地・簡裁総数)(令和3年)

請求理由			既済人員	請求人	
				検察官	本人側
総数			215	1	214
請求の理由の主張のあるもの	刑法435条	1号	40	1	39
		2号	34	－	34
		3号	17	－	17
		4号	5	－	5
		5号	2	－	2
		6号	115	－	115
		7号	39	－	39
	刑訴法436条1項	1号	－	－	－
		2号	－	－	－
	旧刑訴法485条	6号	－	－	－
適法な請求の理由の主張のないもの			79	－	79

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 実人員である。
 3 請求理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の請求人別・請求の理由別既済人員

(高・地・簡裁総数)(令和4年)

請求理由			既済人員	請求人	
				検察官	本人側
総数			224	－	224
請求の理由の主張のあるもの	刑法435条	1号	50	－	50
		2号	57	－	57
		3号	17	－	17
		4号	5	－	5
		5号	3	－	3
		6号	113	－	113
		7号	35	－	35
	刑訴法436条1項	1号	12	－	12
		2号	7	－	7
	旧刑訴法485条	6号	－	－	－
適法な請求の理由の主張のないもの			51	－	51

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
2 延べ人員である。
3 請求理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
5 既済人員の総数には、請求の理由の主張の有無が不明な者を含む。

再審請求事件の請求人別・請求の理由別既済人員

(高・地・簡裁総数)(令和5年)

請求理由			既済人員	請求人	
				検察官	本人側
総数			237	2	235
請求の理由の主張のあるもの	刑法435条	1号	32	－	32
		2号	41	－	41
		3号	11	－	11
		4号	2	－	2
		5号	－	－	－
		6号	108	2	106
		7号	43	－	43
	刑訴法436条1項	1号	10	－	10
		2号	5	－	5
	旧刑訴法485条	6号	－	－	－
適法な請求の理由の主張のないもの			73	－	73

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
2 延べ人員である。
3 請求理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
5 既済人員の総数には、請求の理由の主張の有無が不明な者を含む。

再審請求事件の原裁判の訴訟手続別・罪名別・刑種別既済人員（高・地・簡裁総数）（令和元年）

訴手 訟統	区 分 罪 名	既済 人員	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	科料
通 常 訴 訟 事 件	総 数	186	35	132	1	15	－	－
	公務執行妨害	10	－	10	－	－	－	－
	非現住建造物等放火	2	－	2	－	－	－	－
	船車転覆致死	1	1	－	－	－	－	－
	住居侵入等	1	－	1	－	－	－	－
	有印私文書偽造・同行使	1	－	1	－	－	－	－
	（準）強制わいせつ	1	－	1	－	－	－	－
	（準）強制わいせつ致死傷	1	－	1	－	－	－	－
	（準）強姦致死傷	4	－	4	－	－	－	－
	あっせん収賄	2	－	2	－	－	－	－
	殺人	30	18	12	－	－	－	－
	傷害	17	－	16	－	1	－	－
	暴行	9	－	4	－	5	－	－
	危険運転致死	1	－	1	－	－	－	－
	業務上過失致死	1	－	－	1	－	－	－
	過失運転致傷	6	－	－	－	6	－	－
	過失運転致死	1	－	－	－	1	－	－
	脅迫	3	－	3	－	－	－	－
	未成年者略取誘拐	2	－	2	－	－	－	－
	名誉毀損	5	－	5	－	－	－	－
	信用毀損・業務妨害	1	－	1	－	－	－	－
	威力業務妨害	6	－	6	－	－	－	－
	窃盗	12	－	12	－	－	－	－
	常習累犯窃盗	7	－	7	－	－	－	－
	常習特殊窃盗	1	－	1	－	－	－	－
	強盗	1	－	1	－	－	－	－
	強盗致傷	4	－	4	－	－	－	－
	強盗致死	18	16	2	－	－	－	－
	詐欺	4	－	4	－	－	－	－
	恐喝	4	－	4	－	－	－	－
	公用文書毀棄	1	－	1	－	－	－	－
	建造物等損壊	2	－	2	－	－	－	－
	器物損壊	2	－	2	－	－	－	－
	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	3	－	3	－	－	－	－
	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	1	－	－	－	1	－	－
	著作権法違反	1	－	1	－	－	－	－
	児童福祉法違反	1	－	1	－	－	－	－
	覚せい剤取締法違反	10	－	10	－	－	－	－
	法人税法違反	1	－	1	－	－	－	－
	宅地建物取引業法違反	1	－	－	－	1	－	－
	道路交通法違反	1	－	1	－	－	－	－
	道路法違反	2	－	2	－	－	－	－
	都道府県条例違反	1	－	1	－	－	－	－
略請 式求 命事 令件	総 数	17				17		
	傷害	1				1		
	過失傷害	4				4		
	過失運転致傷	6				6		
	器物損壊	1				1		
	暴力行為等処罰に関する法律違反	1				1		
	労働安全衛生法違反	1				1		
	道路交通法違反	3				3		

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 罪名が複数ある場合には、再審請求の対象となる罪名又は主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。

5 併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

6 通常訴訟事件の罪名別・刑種別の各項目の合計が総数と一致しないのは、総数には対象事件が不明の再審請求事件を計上しているためである。

7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。

8 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

再審請求事件の原裁判の訴訟手続別・罪名別・刑種別既済人員（高・地・簡裁総数）（令和2年）

訴手 訟統	区 分 罪 名	既済 人員	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	科料
通 常 訴 訟 事 件	総 数	168	21	120	2	25	-	-
	公 務 執 行 妨 害	9	-	9	-	-	-	-
	強 制 執 行 行 為 妨 害	1	-	1	-	-	-	-
	往 来 妨 害	1	-	1	-	-	-	-
	（ 準 ） 強 制 わ い せ つ	2	-	2	-	-	-	-
	（ 準 ） 強 姦	1	-	1	-	-	-	-
	殺 人	22	12	10	-	-	-	-
	傷 害	8	-	7	-	1	-	-
	傷 害 致 死	2	-	2	-	-	-	-
	暴 行	3	-	2	-	1	-	-
	業 務 上 過 失 傷 害	1	-	-	-	1	-	-
	過 失 運 転 致 傷	6	-	-	1	5	-	-
	過 失 運 転 致 死	2	-	-	1	1	-	-
	脅 迫	5	-	4	-	1	-	-
	強 要	1	-	1	-	-	-	-
	未 成 年 者 略 取 誘 拐	3	-	3	-	-	-	-
	名 誉 毀 損	1	-	1	-	-	-	-
	威 力 業 務 妨 害	2	-	2	-	-	-	-
	窃 盗	16	-	16	-	-	-	-
	常 習 累 犯 窃 盗	16	-	16	-	-	-	-
	強 盗	1	-	1	-	-	-	-
	事 後 強 盗	1	-	1	-	-	-	-
	強 盗 致 死	11	9	2	-	-	-	-
	詐 欺	10	-	10	-	-	-	-
	恐 喝	2	-	2	-	-	-	-
	遺 失 物 等 横 領	1	-	-	-	1	-	-
	公 用 文 書 毀 棄	1	-	1	-	-	-	-
	建 造 物 等 損 壊	1	-	1	-	-	-	-
	暴力行為等処罰に関する法律違反	1	-	1	-	-	-	-
	公 職 選 挙 法 違 反	13	-	1	-	12	-	-
	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の 規 制 等 に 関 す る 法 律 違 反	1	-	1	-	-	-	-
	児 童 福 祉 法 違 反	2	-	2	-	-	-	-
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	1	-	1	-	-	-	-
	覚 醒 剤 取 締 法 違 反	11	-	11	-	-	-	-
	金 融 商 品 取 引 法 違 反	1	-	1	-	-	-	-
	道 路 交 通 法 違 反	3	-	1	-	2	-	-
	道 路 法 違 反	1	-	1	-	-	-	-
	都 道 府 県 条 例 違 反	4	-	4	-	-	-	-
略 請 式 求 命 事 令 件	総 数	12				12		
	公 然 わ い せ つ	1				1		
	傷 害	2				2		
	暴 行	1				1		
	過 失 傷 害	1				1		
	過 失 運 転 致 傷	3				3		
	銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 違 反	1				1		
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び 処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	1				1		
	労 働 安 全 衛 生 法 違 反	1				1		
	都 道 府 県 条 例 違 反	1				1		

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 罪名が複数ある場合には、再審請求の対象となる罪名又は主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。

5 併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

6 通常訴訟事件の罪名別・刑種別の各項目の合計が総数と一致しないのは、総数には対象事件が不明の再審請求事件を計上しているためである。

7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。

8 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

再審請求事件の原裁判の訴訟手続別・罪名別・刑種別既済人員（高・地・簡裁総数）（令和3年）

訴訟手続	区 分 罪 名	既済人員	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	科料
通常訴訟事件	総数	197	19	163	－	15	－	－
	公務執行妨害	22	－	18	－	4	－	－
	強制執行行為妨害	5	－	5	－	－	－	－
	現住建造物等放火	3	－	3	－	－	－	－
	往來妨害	2	－	2	－	－	－	－
	住居侵入等	1	－	1	－	－	－	－
	有印公文書偽造・同行使	1	－	1	－	－	－	－
	（準）強制わいせつ致死傷	2	－	2	－	－	－	－
	強制性交等	1	－	1	－	－	－	－
	殺人	15	8	7	－	－	－	－
	傷害	22	－	22	－	－	－	－
	傷害致死	2	－	2	－	－	－	－
	暴行	2	－	2	－	－	－	－
	業務上過失傷害	1	－	－	－	1	－	－
	脅迫	5	－	5	－	－	－	－
	強要	1	－	1	－	－	－	－
	未成年者略取誘拐	2	－	2	－	－	－	－
	営利拐取等	1	－	1	－	－	－	－
	信用毀損・業務妨害	1	－	1	－	－	－	－
	威力業務妨害	3	－	3	－	－	－	－
	窃盗	20	－	20	－	－	－	－
	常習累犯窃盗	7	－	7	－	－	－	－
	強盗	1	－	1	－	－	－	－
	事後強盗	1	－	1	－	－	－	－
	強盗致死	18	11	7	－	－	－	－
	強盗強姦	1	－	1	－	－	－	－
	詐欺	11	－	11	－	－	－	－
	恐喝	2	－	2	－	－	－	－
	業務上横領	1	－	1	－	－	－	－
	公用文書毀棄	5	－	5	－	－	－	－
	建造物等損壊	2	－	2	－	－	－	－
	器物損壊	1	－	1	－	－	－	－
	公職選挙法違反	3	－	－	－	3	－	－
	銃砲刀剣類所持等取締法違反	1	－	1	－	－	－	－
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	1	－	1	－	－	－	－
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反	1	－	1	－	－	－	－
	大麻取締法違反	2	－	2	－	－	－	－
	覚醒剤取締法違反	13	－	13	－	－	－	－
	麻薬及び向精神薬取締法違反	1	－	1	－	－	－	－
	所得税法違反	1	－	1	－	－	－	－
	道路交通法違反	4	－	2	－	2	－	－
	過失運転致傷	4	－	－	－	4	－	－
	過失運転致死	1	－	－	－	1	－	－
	都道府県条例違反	3	－	3	－	－	－	－
略請式求命事件	総数	16				16		
	公務執行妨害	1				1		
	公然わいせつ	1				1		
	傷害	2				2		
	暴行	4				4		
	過失傷害	1				1		
	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	1				1		
	労働安全衛生法違反	1				1		
	道路交通法違反	2				2		
	過失運転致傷	2				2		
	都道府県条例違反	1				1		

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 罪名が複数ある場合には、再審請求の対象となる罪名又は主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。

5 併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

6 上記以外に、訴訟手続別や区分別等が不明の人員が2人いる。

7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。

8 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

再審請求事件の原裁判の訴訟手続別・罪名別・刑種別既済人員（高・地・簡裁総数）（令和4年）

訴手 訟統	区 分 罪 名	既済 人員	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	科料
通 常 訴 訟 事 件	総 数	213	20	183	－	10	－	－
	公 務 執 行 妨 害	13	－	13	－	－	－	－
	強 制 執 行 行 為 妨 害	28	－	28	－	－	－	－
	現 住 建 造 物 等 放 火	3	－	3	－	－	－	－
	住 居 侵 入 等	1	－	1	－	－	－	－
	有 印 私 文 書 偽 造 ・ 同 行 使	1	－	1	－	－	－	－
	（ 準 ） 強 制 わ い せ つ	1	－	1	－	－	－	－
	（ 準 ） 強 姦	2	－	2	－	－	－	－
	（ 準 ） 強 姦 致 死 傷	3	－	3	－	－	－	－
	強 制 性 交 等	2	－	2	－	－	－	－
	強 制 性 交 等 致 死 傷	1	－	1	－	－	－	－
	殺 人	23	9	14	－	－	－	－
	傷 害	16	－	16	－	－	－	－
	傷 害 致 死	5	－	5	－	－	－	－
	暴 行	6	－	5	－	1	－	－
	業 務 上 過 失 傷 害	1	－	－	－	1	－	－
	脅 迫	2	－	2	－	－	－	－
	未 成 年 者 略 取 誘 拐	1	－	1	－	－	－	－
	営 利 拐 取 等	1	－	1	－	－	－	－
	名 誉 毀 損	1	－	1	－	－	－	－
	信 用 毀 損 ・ 業 務 妨 害	1	－	1	－	－	－	－
	威 力 業 務 妨 害	1	－	1	－	－	－	－
	窃 盗	17	－	17	－	－	－	－
	常 習 累 犯 窃 盗	3	－	3	－	－	－	－
	強 盗 傷 害	3	－	3	－	－	－	－
	強 盗 致 死	15	11	4	－	－	－	－
	詐 欺	16	－	16	－	－	－	－
	恐 喝	4	－	4	－	－	－	－
	公 用 文 書 毀 棄	1	－	1	－	－	－	－
	建 造 物 等 損 壊	6	－	6	－	－	－	－
	器 物 損 壊	1	－	1	－	－	－	－
	暴力行為等処罰に関する法律違反	4	－	3	－	1	－	－
	売 春 防 止 法 違 反	1	－	1	－	－	－	－
	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の 規 制 等 に 関 す る 法 律 違 反	2	－	2	－	－	－	－
	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	1	－	1	－	－	－	－
	毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 違 反	1	－	1	－	－	－	－
	覚 醒 剤 取 締 法 違 反	10	－	10	－	－	－	－
	法 人 税 法 違 反	1	－	1	－	－	－	－
	出資の受入れ、預り金及び金利等の 取 締 り に 関 す る 法 律 違 反	1	－	1	－	－	－	－
	農 地 法 違 反	1	－	1	－	－	－	－
	道 路 交 通 法 違 反	3	－	－	－	3	－	－
	過 失 運 転 致 傷	4	－	－	－	4	－	－
	都 道 府 県 条 例 違 反	4	－	4	－	－	－	－
	偽 造 有 価 証 券 行 使 等	1	－	1	－	－	－	－
略 請 式 求 命 事 令 件	総 数	8				8		
	公 然 わ い せ つ	1				1		
	暴 行	1				1		
	過 失 傷 害	1				1		
	窃 盗	1				1		
	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	1				1		
	労 働 安 全 衛 生 法 違 反	1				1		
	過 失 運 転 致 傷	1				1		
	都 道 府 県 条 例 違 反	1				1		

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
2 延べ人員である。
3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
4 罪名が複数ある場合には、主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。
5 併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
6 令和4年に既済になったもののうち、罪名が判明しているもののみを計上した。
7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。

再審請求事件の原裁判の訴訟手続別・罪名別・刑種別既済人員（高・地・簡裁総数）（令和5年）

訴手 訟続	区 分 罪 名	既済 人員	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	科料
通 常 訴 訟 事 件	総数	225	22	172	－	31	－	－
	公務執行妨害	15	－	14	－	1	－	－
	強制執行妨害目的財産損壊等	1	－	1	－	－	－	－
	強制執行行為妨害	28	－	28	－	－	－	－
	現住建造物等放火	1	－	1	－	－	－	－
	住居侵入等	2	－	2	－	－	－	－
	有印公文書偽造・同行使 （準）強制わいせつ	1 3	－ －	1 3	－ －	－ －	－ －	－ －
	受託収賄	1	－	1	－	－	－	－
	贈賄	1	－	1	－	－	－	－
	殺人	21	14	7	－	－	－	－
	傷害	18	－	15	－	3	－	－
	傷害致死	1	－	1	－	－	－	－
	暴行	3	－	2	－	1	－	－
	危険運転致傷	1	－	1	－	－	－	－
	業務上過失傷害	1	－	－	－	1	－	－
	脅迫	1	－	－	－	1	－	－
	未成年者略取誘拐	2	－	2	－	－	－	－
	営利拐取等	1	－	1	－	－	－	－
	名誉毀損	3	－	2	－	1	－	－
	信用毀損・業務妨害	1	－	1	－	－	－	－
	威力業務妨害	2	－	2	－	－	－	－
	窃盗	14	－	13	－	1	－	－
	常習累犯窃盗	1	－	1	－	－	－	－
	強盗	3	－	3	－	－	－	－
	強盗致傷	2	－	2	－	－	－	－
	強盗致死	11	8	3	－	－	－	－
	詐欺	14	－	14	－	－	－	－
	電子計算機使用詐欺	1	－	1	－	－	－	－
	恐喝	3	－	3	－	－	－	－
	公用文書毀棄	3	－	3	－	－	－	－
	建造物等損壊	2	－	2	－	－	－	－
	器物損壊	5	－	3	－	2	－	－
	公職選挙法違反	11	－	1	－	10	－	－
	銃砲刀剣類所持等取締法違反	1	－	1	－	－	－	－
	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の 規制等に関する法律違反	2	－	2	－	－	－	－
	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	3	－	3	－	－	－	－
	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	1	－	－	－	1	－	－
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律違反	1	－	1	－	－	－	－
	覚醒剤取締法違反	22	－	22	－	－	－	－
	麻薬及び向精神薬取締法違反	2	－	2	－	－	－	－
	関税法違反	2	－	2	－	－	－	－
	過失運転致傷	8	－	－	－	8	－	－
	過失運転致死	3	－	2	－	1	－	－
	都道府県条例違反	2	－	2	－	－	－	－
略請 式求 命事 令件	総数	9				9		
	贈賄	1				1		
	傷害	2				2		
	過失傷害	1				1		
	脅迫	1				1		
	労働安全衛生法違反	1				1		
	道路運送車両法違反	1				1		
	都道府県条例違反	2				2		

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料による。
- 2 延べ人員である。
- 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
- 4 罪名が複数ある場合には、主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。
- 5 併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
- 6 令和5年に既済になったもののうち、罪名が判明しているもののみを計上した。
- 7 「危険運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪を含む。
- 8 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。
- 9 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

第4表－1

再審請求事件の請求人別・裁判所別終局区分

(高裁・地裁・簡裁) (令和元年)

区分 裁判所 終局 区分	既 済 人 員				請 求 人							
					検 察 官				本 人 側			
	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁
総 数	203	34	147	22	4	-	-	4	199	34	147	18
棄 却	183	33	132	18	-	-	-	-	183	33	132	18
再審開始	4	-	-	4	4	-	-	4	-	-	-	-
取 下 げ	5	1	4	-	-	-	-	-	5	1	4	-
そ の 他	11	-	11	-	-	-	-	-	11	-	11	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 実人員である。
 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
 4 「その他」は、請求人死亡等である。

第4表－2

再審請求事件の請求人別・裁判所別終局区分

(高裁・地裁・簡裁) (令和2年)

区分 裁判所 終局 区分	既 済 人 員				請 求 人							
					検 察 官				本 人 側			
	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁
総 数	180	25	139	16	-	-	-	-	180	25	139	16
棄 却	153	24	114	15	-	-	-	-	153	24	114	15
再審開始	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取 下 げ	7	1	5	1	-	-	-	-	7	1	5	1
そ の 他	20	-	20	-	-	-	-	-	20	-	20	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 実人員である。
 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
 4 「その他」は、請求人死亡等である。

第4表－3

再審請求事件の請求人別・裁判所別終局区分

(高裁・地裁・簡裁) (令和3年)

区分 裁判所 終局 区分	既 済 人 員				請 求 人							
					検 察 官				本 人 側			
	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁
総 数	215	29	165	21	1	-	-	1	214	29	165	20
棄 却	200	28	152	20	-	-	-	-	200	28	152	20
再審開始	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
取 下 げ	4	-	4	-	-	-	-	-	4	-	4	-
そ の 他	10	1	9	-	-	-	-	-	10	1	9	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 実人員である。
 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
 4 「その他」は、請求人死亡等である。

第4表－4

再審請求事件の請求人別・裁判所別終局区分

(高裁・地裁・簡裁) (令和4年)

区分 裁判所 終局 区分	既 済 人 員				請 求 人							
					検 察 官				本 人 側			
	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁
総 数	224	39	170	15	-	-	-	-	224	39	170	15
棄 却	213	38	160	15	-	-	-	-	213	38	160	15
再審開始	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取 下 げ	5	-	5	-	-	-	-	-	5	-	5	-
そ の 他	6	1	5	-	-	-	-	-	6	1	5	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
2 延べ人員である。
3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
4 「その他」は、請求人死亡等である。

第4表－5

再審請求事件の請求人別・裁判所別終局区分

(高裁・地裁・簡裁) (令和5年)

区分 裁判所 終局 区分	既 済 人 員				請 求 人							
					検 察 官				本 人 側			
	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁	総数	高裁	地裁	簡裁
総 数	237	49	170	18	2	-	1	1	235	49	169	17
棄 却	223	47	160	16	-	-	-	-	223	47	160	16
再審開始	2	-	1	1	2	-	1	1	-	-	-	-
取 下 げ	9	1	7	1	-	-	-	-	9	1	7	1
そ の 他	3	1	2	-	-	-	-	-	3	1	2	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 延べ人員である。
 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
 4 「その他」は、請求人死亡等である。

再審請求事件の罪名別終局区分等（高裁・地裁・簡裁）（令和元年）

区 分 罪 名	既済 人員	裁 判 所			請 求 人		終 局 区 分			
		高裁	地裁	簡裁	検察官	本人側	棄却	再審開始	取下げ	その他
総 数	203	34	147	22	4	199	183	4	5	11
公 務 執 行 妨 害	10	2	8	-	-	10	8	-	-	2
非 現 住 建 造 物 等 放 火	2	2	-	-	-	2	2	-	-	-
船 車 転 覆 致 死	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
住 居 侵 入 等	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
有 印 私 文 書 偽 造 ・ 同 行 使	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
（準）強 制 わ い せ つ	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
（準）強 制 わ い せ つ 致 死 傷	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
（準）強 姦 致 死 傷	4	-	4	-	-	4	4	-	-	-
あ つ せ ん 収 賄	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
殺 人	30	9	21	-	-	30	29	-	-	1
傷 害	18	4	13	1	-	18	18	-	-	-
暴 行	9	1	5	3	-	9	8	-	-	1
危 険 運 転 致 死	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
過 失 傷 害	4	-	-	4	-	4	4	-	-	-
業 務 上 過 失 致 死	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
過 失 運 転 致 傷	12	-	5	7	1	11	9	1	1	1
過 失 運 転 致 死	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
脅 迫	3	-	3	-	-	3	2	-	-	1
未 成 年 者 略 取 誘 拐	2	-	2	-	-	2	1	-	-	1
名 誉 毀 損	5	-	5	-	-	5	3	-	1	1
信 用 毀 損 ・ 業 務 妨 害	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
威 力 業 務 妨 害	6	-	6	-	-	6	6	-	-	-
窃 盗	12	1	10	1	-	12	11	-	1	-
常 習 累 犯 窃 盗	7	-	7	-	-	7	6	-	1	-
常 習 特 殊 窃 盗	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
強 盗	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
強 盗 致 傷	4	-	4	-	-	4	4	-	-	-
強 盗 致 死	18	7	11	-	-	18	17	-	-	1
詐 欺	4	-	4	-	-	4	2	-	1	1
恐 喝	4	-	4	-	-	4	3	-	-	1
公 用 文 書 毀 棄	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
建 造 物 等 損 壊	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
器 物 損 壊	3	-	2	1	-	3	3	-	-	-
暴力行為等処罰に関する法律違反	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-
犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
著 作 権 法 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
児 童 福 祉 法 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反	10	3	7	-	-	10	10	-	-	-
労 働 安 全 衛 生 法 違 反	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
法 人 税 法 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
宅 地 建 物 取 引 業 法 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
道 路 交 通 法 違 反	4	-	1	3	3	1	1	3	-	-
道 路 法 違 反	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
都 道 府 県 条 例 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
2 実人員である。
3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
4 罪名が複数ある場合には、再審請求の対象となる罪名又は主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。
5 「その他」は、請求人死亡等である。
6 罪名別の各項目の合計が総数と一致しないのは、総数には対象事件が不明の再審請求事件を計上しているためである。
7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。
8 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

再審請求事件の罪名別終局区分等（高裁・地裁・簡裁）（令和2年）

罪 名	区 分	既済 人員	裁 判 所			請 求 人		終 局 区 分			
			高裁	地裁	簡裁	検察官	本人側	棄却	再審開始	取下げ	その他
総	数	180	25	139	16	－	180	153	－	7	20
公務執行妨害		9	3	6	－	－	9	9	－	－	－
強制執行行為妨害		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
往來妨害		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
公然わいせつ		1	－	－	1	－	1	1	－	－	－
（準）強制わいせつ		2	－	2	－	－	2	1	－	－	1
（準）強姦		1	－	1	－	－	1	－	－	－	1
殺人		22	1	21	－	－	22	20	－	2	－
傷害		10	3	5	2	－	10	10	－	－	－
傷害致死		2	1	1	－	－	2	2	－	－	－
暴行		4	1	2	1	－	4	4	－	－	－
過失傷害		1	－	－	1	－	1	1	－	－	－
業務上過失傷害		1	－	－	1	－	1	1	－	－	－
過失運転致傷		9	1	4	4	－	9	9	－	－	－
過失運転致死		2	1	1	－	－	2	2	－	－	－
脅迫		5	1	4	－	－	5	4	－	1	－
強要		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
未成年者略取誘拐		3	－	3	－	－	3	3	－	－	－
名誉毀損		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
威力業務妨害		2	－	2	－	－	2	2	－	－	－
窃盗		16	1	13	2	－	16	14	－	2	－
常習累犯窃盗		16	5	11	－	－	16	15	－	1	－
強盗		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
事後強盗		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
強盗致死		11	2	9	－	－	11	10	－	－	1
詐欺		10	1	9	－	－	10	6	－	－	4
恐喝		2	－	2	－	－	2	2	－	－	－
遺失物等横領		1	1	－	－	－	1	1	－	－	－
公用文書毀棄		1	1	－	－	－	1	1	－	－	－
建造物等損壊		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
暴力行為等処罰に関する法律違反		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
公職選挙法違反		13	－	13	－	－	13	－	－	－	13
銃砲刀剣類所持等取締法違反		1	－	－	1	－	1	1	－	－	－
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反		1	－	－	1	－	1	1	－	－	－
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
児童福祉法違反		2	1	1	－	－	2	2	－	－	－
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
覚醒剤取締法違反		11	1	10	－	－	11	11	－	－	－
労働安全衛生法違反		1	－	－	1	－	1	1	－	－	－
金融商品取引法違反		1	－	1	－	－	1	－	－	1	－
道路交通法違反		3	－	3	－	－	3	3	－	－	－
道路法違反		1	－	1	－	－	1	1	－	－	－
都道府県条例違反		5	－	4	1	－	5	5	－	－	－

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 罪名が複数ある場合には、再審請求の対象となる罪名又は主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。

5 「その他」は、請求人死亡等である。

6 罪名別の各項目の合計が総数と一致しないのは、総数には対象事件が不明の再審請求事件を計上しているためである。

7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。

8 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

再審請求事件の罪名別終局区分等（高裁・地裁・簡裁）（令和3年）

罪 名	区 分	既済 人員	裁 判 所			請 求 人		終 局 区 分			
			高裁	地裁	簡裁	検察官	本人側	棄却	再審開始	取下げ	その他
総 数		215	29	165	21	1	214	200	1	4	10
公務執行妨害		23	6	13	4	-	23	23	-	-	-
強制執行行為妨害		5	2	3	-	-	5	5	-	-	-
現住建造物等放火		3	2	1	-	-	3	3	-	-	-
往來妨害		2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
住居侵入等		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
有印公文書偽造・同行使		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
公然わいせつ		1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
（準）強制わいせつ致死傷		2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
強制性交等		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
殺人		15	1	14	-	-	15	15	-	-	-
傷害		24	2	20	2	-	24	24	-	-	-
傷害致死		2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
暴行		6	-	2	4	-	6	5	-	-	1
過失傷害		1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
業務上過失傷害		1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
脅迫		5	-	5	-	-	5	5	-	-	-
強要		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
未成年者略取誘拐		2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
営利拐取等		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
信用毀損・業務妨害		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
威力業務妨害		3	-	3	-	-	3	3	-	-	-
窃盗		20	-	20	-	-	20	17	-	1	2
常習累犯窃盗		7	-	7	-	-	7	7	-	-	-
強盗		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
事後強盗		1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
強盗致死		18	5	13	-	-	18	13	-	-	5
強盗強姦		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
詐欺		11	1	10	-	-	11	10	-	-	1
恐喝		2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
業務上横領		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
公用文書毀棄		5	1	4	-	-	5	5	-	-	-
建造物等損壊		2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
器物損壊		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
公職選挙法違反		3	-	3	-	-	3	-	-	2	1
銃砲刀剣類所持等取締法違反		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
ストーカー行為等の規制等に関する法律違反		1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反		1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
大麻取締法違反		2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
覚醒剤取締法違反		13	2	11	-	-	13	13	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反		1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
労働安全衛生法違反		1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
所得税法違反		1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
道路交通法違反		6	1	3	2	1	5	4	1	1	-
過失運転致傷		6	2	1	3	-	6	6	-	-	-
過失運転致死		1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
都道府県条例違反		4	-	3	1	-	4	4	-	-	-

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 罪名が複数ある場合には、再審請求の対象となる罪名又は主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。

5 「その他」は、請求人死亡等である。

6 罪名別の各項目の合計が総数と一致しないのは、総数には対象事件が不明の再審請求事件を計上しているためである。

7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。

8 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

再審請求事件の罪名別終局区分等（高裁・地裁・簡裁）（令和4年）

区 分 罪 名	既済 人員	裁 判 所			請 求 人		終 局 区 分				
		高裁	地裁	簡裁	検察官	本人側	棄却	再審開始	取下げ	その他	
総 数	224	39	170	15	-	224	213	-	5	6	
公 務 執 行 妨 害	13	6	7	-	-	13	13	-	-	-	
強 制 執 行 行 為 妨 害	28	16	12	-	-	28	28	-	-	-	
現 住 建 造 物 等 放 火	3	-	3	-	-	3	2	-	1	-	
住 居 侵 入 等	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
有 印 私 文 書 偽 造 ・ 同 行 使	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
公 然 わ い せ つ	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	
（ 準 ） 強 制 わ い せ つ	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
（ 準 ） 強 姦	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-	
（ 準 ） 強 姦 致 死 傷	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-	
強 制 性 交 等	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-	
強 制 性 交 等 致 死 傷	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
殺 人	23	1	22	-	-	23	22	-	-	1	
傷 害	16	1	15	-	-	16	15	-	1	-	
傷 害 致 死	5	1	4	-	-	5	5	-	-	-	
暴 行	7	1	5	1	-	7	7	-	-	-	
過 失 傷 害	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	
業 務 上 過 失 傷 害	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	
脅 迫	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-	
未 成 年 者 略 取 誘 拐	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
営 利 拐 取 等	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
名 誉 毀 損	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
信 用 毀 損 ・ 業 務 妨 害	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
威 力 業 務 妨 害	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
窃 盗	18	1	13	4	-	18	16	-	-	2	
常 習 累 犯 窃 盗	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-	
強 盗 致 傷	3	2	1	-	-	3	3	-	-	-	
強 盗 致 死	15	2	13	-	-	15	15	-	-	-	
詐 欺	16	1	15	-	-	16	13	-	2	1	
恐 喝	4	1	3	-	-	4	4	-	-	-	
公 用 文 書 毀 棄	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
建 造 物 等 損 壊	6	1	5	-	-	6	5	-	1	-	
器 物 損 壊	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
暴力行為等処罰に関する法律違反	4	-	3	1	-	4	4	-	-	-	
売 春 防 止 法 違 反	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-	
ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	2	-	1	1	-	2	1	-	-	1	
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
覚 醒 剤 取 締 法 違 反	10	1	9	-	-	10	10	-	-	-	
労 働 安 全 衛 生 法 違 反	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	
法 人 税 法 違 反	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
農 地 法 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
道 路 交 通 法 違 反	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-	
過 失 運 転 致 傷	5	1	1	3	-	5	5	-	-	-	
都 道 府 県 条 例 違 反	5	1	3	1	-	5	5	-	-	-	
偽 造 有 価 証 券 行 使 等	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 罪名が複数ある場合には、主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。

5 「その他」は、請求人死亡等である。

6 罪名別の各項目の合計が総数と一致しないのは、総数には対象事件が不明の再審請求事件を計上しているためである。

7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。

再審請求事件の罪名別終局区分等（高裁・地裁・簡裁）（令和5年）

区 分 罪 名	既済 人員	裁 判 所			請 求 人		終 局 区 分			
		高裁	地裁	簡裁	検察官	本人側	棄却	再審開始	取下げ	その他
総 数	237	49	170	18	2	235	223	2	9	3
公 務 執 行 妨 害	15	4	10	1	-	15	15	-	-	-
強 制 執 行 妨 害 目 的 財 産 損 壊 等	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
強 制 執 行 行 為 妨 害	28	20	8	-	-	28	28	-	-	-
現 住 建 造 物 等 放 火	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
住 居 侵 入 等	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
有 印 公 文 書 偽 造 ・ 同 行 使	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-
（ 準 ） 強 制 わ い せ つ	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-
受 託 収 賄	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
贈 賄	2	-	1	1	-	2	2	-	-	-
殺 人	21	-	21	-	-	21	16	-	5	-
傷 害	20	1	17	2	-	20	20	-	-	-
傷 害 致 死	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
暴 行	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-
危 険 運 転 致 傷	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
過 失 傷 害	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
業 務 上 過 失 傷 害	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
脅 迫	2	-	-	2	-	2	2	-	-	-
未 成 年 者 略 取 誘 拐	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
営 利 誘 拐 等	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
名 誉 毀 損	3	-	2	1	-	3	3	-	-	-
信 用 毀 損 ・ 業 務 妨 害	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
威 力 業 務 妨 害	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
窃 盗	14	2	12	-	-	14	14	-	-	-
常 習 累 犯 窃 盗	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-
強 盗	3	1	2	-	-	3	2	-	1	-
強 盗 致 傷	2	1	1	-	-	2	2	-	-	-
強 盗 致 死	11	3	8	-	-	11	11	-	-	-
詐 欺	14	1	13	-	-	14	14	-	-	-
電 子 計 算 機 使 用 詐 欺	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
恐 喝	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-
公 用 文 書 毀 棄	3	2	1	-	-	3	3	-	-	-
建 造 物 等 損 壊	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
器 物 損 壊	5	-	5	-	-	5	5	-	-	-
公 職 選 挙 法 違 反	11	-	11	-	-	11	11	-	-	-
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 違 反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	2	-	2	-	-	2	2	-	-	-
ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	3	-	3	-	-	3	3	-	-	-
犯罪による収益の移転防止に関する法律違反	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
覚 醒 剤 取 締 法 違 反	22	3	19	-	1	21	19	1	-	2
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 違 反	2	2	-	-	-	2	1	-	1	-
労 働 安 全 衛 生 法 違 反	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
関 税 法 違 反	2	1	1	-	-	2	2	-	-	-
道 路 運 送 車 両 法 違 反	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-
過 失 運 転 致 傷	8	2	3	3	1	7	7	1	-	-
過 失 運 転 致 死	3	3	-	-	-	3	3	-	-	-
都 道 府 県 条 例 違 反	4	-	2	2	-	4	4	-	-	-

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
2 延べ人員である。
3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。
4 罪名が複数ある場合には、主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。
5 「その他」は、請求人死亡等である。
6 罪名別の各項目の合計が総数と一致しないのは、総数には対象事件が不明の再審請求事件を計上しているためである。
7 「危険運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪を含む。
8 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。
9 「過失運転致死」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死）を含む。

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(令和元年)

(A) 棄却理由の内訳

棄		却		総		数		183												
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 (刑 訴 法 446 条 前 段)	式 違 反 (刑 訴 法 446 条 後 段)	請	求	権	な	し	5											
				管	轄	違	い	1												
				刑	訴	規	則	283	条	違	反	56								
		請	求	権	消	滅	後	の	請	求	刑	訴	法	443	条	2	項	違	反	-
											刑	訴	法	447	条	2	項	違	反	19
		再 審 請 求 し	理 由 な し	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し														116		
	刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し														7					
	そ の 他														9					

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄		却		数	116
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の		主 張 自 体 失 当		7
			主 張 事 実 の 証 明 な し		92
				う ち 明 白 性 な し	79
				う ち 新 規 性 な し	64
	刑 訴 法 435 条 1 ～ 4 号、7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の		主 張 自 体 失 当		3
			確 定 裁 判 の な い も の		27
	再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の				3

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
2 実人員である。
3 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(令和2年)

(A) 棄却理由の内訳

棄		却		総		数		153
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 式 違 反 (刑 訴 法 446 条 前 段)	請 求 権 な し					-
			管 轄 違 い					1
			刑 訴 規 則 283 条 違 反					53
		請 求 権 消 滅 後 の 請 求 (刑 訴 法 446 条 後 段)	刑 訴 法 443 条 2 項 違 反					-
			刑 訴 法 447 条 2 項 違 反					8
	再理 審由 請なし	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し					102	
		刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し					3	
	そ の 他							4

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄		却		数		102
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当				11
		主 張 事 実 の 証 明 な し				68
			う ち 明 白 性 な し			66
			う ち 新 規 性 な し			45
	刑 訴 法 435 条 1 ～ 4 号 、 7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当				3
		確 定 裁 判 の な い も の				26
再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の						12

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(令和3年)

(A) 棄却理由の内訳

棄 却		総 数		200
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 式 違 反 (刑 訴 法 446 条 前 段)	請 求 権 な し	2
			管 轄 違 い	4
			刑 訴 規 則 283 条 違 反	78
		請 求 権 消 滅 後 の 請 求 (刑 訴 法 446 条 後 段)	刑 訴 法 443 条 2 項 違 反	-
			刑 訴 法 447 条 2 項 違 反	12
	再 理 由 不 求	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し		121
		刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し		1
	そ の 他			14

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄		却		数	121
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当			21
		主 張 事 実 の 証 明 な し			71
			う ち 明 白 性 な し		57
			う ち 新 規 性 な し		43
	刑 訴 法 435 条 1 ～ 4 号 、 7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当			11
		確 定 裁 判 の な い も の			26
再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の					20

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(令和4年)

(A) 棄却理由の内訳

棄 却			総 数	213
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 式 違 反 (刑 訴 法 446 条 前 段)	請 求 権 な し	2
			管 轄 違 い	7
			刑 訴 規 則 283 条 違 反	63
		請 求 権 消 滅 後 の 請 求 (刑 訴 法 446 条 後 段)	刑 訴 法 443 条 2 項 違 反	-
			刑 訴 法 447 条 2 項 違 反	15
	再 理 由 不 審 査 請 求 な し	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し		139
		刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し		2
	そ の 他			23

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄 却		数		139
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当		11
		主 張 事 実 の 証 明 な し		89
			う ち 明 白 性 な し	75
			う ち 新 規 性 な し	50
	刑 訴 法 435 条 1 ～ 4 号 、 7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当		18
		確 定 裁 判 の な い も の		36
再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の				10

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(令和5年)

(A) 棄却理由の内訳

棄 却			総 数	223
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 式 違 反 (刑 訴 法 446 条 前 段)	請 求 権 な し	-
			管 轄 違 い	2
			刑 訴 規 則 283 条 違 反	56
		請 求 権 消 滅 後 の 請 求 (刑 訴 法 446 条 後 段)	刑 訴 法 443 条 2 項 違 反	-
			刑 訴 法 447 条 2 項 違 反	17
	再 理 由 不 審 査 請 求 し	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し		149
		刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し		2
	そ の 他			33

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄 却		数		149
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当		4
		主 張 事 実 の 証 明 な し		93
			う ち 明 白 性 な し	84
			う ち 新 規 性 な し	63
	刑 訴 法 435 条 1 ～ 4 号 、 7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当		6
		確 定 裁 判 の な い も の		59
再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の				21

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 延べ人員である。
 3 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 4 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (令和元年)

事実の取調べの有無等 棄却理由		棄却人員	事実の取調べあり	事実の取調べの方法			事実の取調べなし
				証人調べをしたもの	本人調べをしたもの	その他	
総 数		90	2	－	－	2	88
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1) 主張自体当失	6	－	－	－	－	6
	(2) 明白性、新規性なし	40	－	－	－	－	40
	(3) 明白性なし	25	2	－	－	2	23
	(4) 新規性なし	10	－	－	－	－	10
刑訴法435条1～4号、7号の理由なしとされたもの	(5) 主張自体当失	2	－	－	－	－	2
	(6) 確定裁判のないもの	19	－	－	－	－	19
(7) 再審理由の主張のないもの		－	－	－	－	－	－

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 事実の取調べの方法が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

5 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性及び新規性がないとされたものは(2)に計上した。

6 その他には、鑑定、検証等を含む。

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (令和2年)

事実の取調べの有無等 棄却理由		棄却人員	事実の取調べあり	事実の取調べの方法			事実の取調べなし
				証人調べをしたもの	本人調べをしたもの	その他	
総 数		87	5	1	－	4	82
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1) 主張自体当失	8	－	－	－	－	8
	(2) 明白性、新規性なし	35	1	1	－	－	34
	(3) 明白性なし	23	4	－	－	4	19
	(4) 新規性なし	1	－	－	－	－	1
刑訴法435条1～4号、7号の理由なしとされたもの	(5) 主張自体当失	3	1	1	－	－	2
	(6) 確定裁判のないもの	23	－	－	－	－	23
(7) 再審理由の主張のないもの		10	－	－	－	－	10

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 事実の取調べの方法が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

5 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性及び新規性がないとされたものは(2)に計上した。

6 その他には、鑑定、検証等を含む。

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (令和3年)

事実の取調べの有無等 棄却理由		棄却人員	事実の取調べあり	事実の取調べの方法			事実の取調べなし
				証人調べをしたもの	本人調べをしたもの	その他	
総 数		95	4	1	－	3	91
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1) 主張自体当失	18	－	－	－	－	18
	(2) 明白性、新規性なし	21	－	－	－	－	21
	(3) 明白性なし	24	4	1	－	3	20
	(4) 新規性なし	9	－	－	－	－	9
刑訴法435条1～4号、7号の理由なしとされたもの	(5) 主張自体当失	10	－	－	－	－	10
	(6) 確定裁判のないもの	18	－	－	－	－	18
(7) 再審理由の主張のないもの		16	－	－	－	－	16

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 事実の取調べの方法が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

5 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性及び新規性がないとされたものは(2)に計上した。

6 その他には、鑑定、検証等を含む。

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (令和4年)

事実の取調べの有無等 棄却理由		棄却人員	事実の取調べあり	事実の取調べの方法			事実の取調べなし
				証人調べをしたもの	本人調べをしたもの	その他	
総 数		109	9	2	－	11	100
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1) 主張自体当失	7	1	－	－	2	6
	(2) 明白性、新規性なし	28	1	1	－	1	27
	(3) 明白性なし	36	4	1	－	5	32
	(4) 新規性なし	12	3	－	－	3	9
刑訴法435条1～4号、7号の理由なしとされたもの	(5) 主張自体当失	13	－	－	－	－	13
	(6) 確定裁判のないもの	23	－	－	－	－	23
(7) 再審理由の主張のないもの		7	－	－	－	－	7

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 事実の取調べの方法が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

5 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性及び新規性がないとされたものは(2)に計上した。

6 その他には、鑑定、検証等を含む。

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (令和5年)

事実の取調べの有無等 棄却理由		棄却人員	事実の取調べあり	事実の取調べの方法			事実の取調べなし
				証人調べをしたもの	本人調べをしたもの	その他	
総 数		121	6	－	－	6	115
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1) 主張自体当失	3	－	－	－	－	3
	(2) 明白性、新規性なし	42	1	－	－	1	41
	(3) 明白性なし	28	3	－	－	3	25
	(4) 新規性なし	9	1	－	－	1	8
刑訴法435条1～4号、7号の理由なしとされたもの	(5) 主張自体当失	3	－	－	－	－	3
	(6) 確定裁判のないもの	50	3	－	－	3	47
(7) 再審理由の主張のないもの		16	－	－	－	－	16

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 事実の取調べの方法が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

5 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性及び新規性がないとされたものは(2)に計上した。

6 その他には、鑑定、検証等を含む。

第8表

再審請求事件の審理期間(高裁・地裁・簡裁)

裁判所	区分 年次	既済 人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平均 審理 期間 (月)	うち開 始決定 のあつ たもの (月)
			1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	3年を 超える		
高 裁	令和元年	34	7	4	2	6	4	4	5	2	12.3	-
	2	25	1	2	4	7	4	4	1	2	12.1	-
	3	29	1	9	2	9	4	3	-	1	7.2	-
	4	39	1	9	11	10	3	2	1	2	7.7	-
	5	49	7	3	9	9	15	2	3	1	8.0	-
地 裁	令和元年	147	8	12	5	42	49	20	3	8	10.8	-
	2	139	3	23	16	34	33	16	7	7	10.4	-
	3	165	17	18	25	42	27	18	11	7	9.7	-
	4	170	5	19	23	58	30	21	9	5	9.2	-
	5	(1) 170	(1) 9	17	23	46	42	16	16	1	8.8	0.5
簡 裁	令和元年	(4) 22	(2) 5	(1) 4	(1) 8	2	3	-	-	-	2.9	1.3
	2	16	1	1	5	5	3	1	-	-	5.1	-
	3	(1) 21	(1) 2	5	6	5	3	-	-	-	3.5	0.5
	4	15	-	5	3	1	5	1	-	-	5.5	-
	5	(1) 18	-	1	(1) 5	8	2	1	1	-	6.4	2.5

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

4 ()内は再審開始決定のあった人員で内数である。

再審事件（再審公判）の処理状況（高裁・地裁・簡裁）

裁判所 区分 年次	総 数					高 裁				
	新受 人員	既済人員			未済 人員	新受 人員	既済人員			未済 人員
		無罪	有罪	その他			無罪	有罪	その他	
	人員				人員	人員				人員
令和元年	5	4	-	-	3	-	-	-	-	-
2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	4	2	-	1	1	-	-	-	-	-
累 計	10	10	-	1		-	-	-	-	

裁判所 区分 年次	地 裁					簡 裁				
	新受 人員	既済人員			未済 人員	新受 人員	既済人員			未済 人員
		無罪	有罪	その他			無罪	有罪	その他	
	人員				人員	人員				人員
令和元年	1	1	-	-	1	4	3	-	-	2
2	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-
3	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	3	1	-	1	1	1	1	-	-	-
累 計	4	3	-	1		6	7	-	-	

（注）1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 延べ人員である。

3 再審開始事由が確定判決の一部のみにあって、その部分が無罪とされた場合は無罪として計上した。

4 最高裁に係属した事件はない。

再審事件（再審公判）の罪名別審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔
(地・簡裁総数) (令和元年～5年累計)

区 分 罪 名	終局人員	再 審 開 始 決 定 確 定 か ら 終 局 ま で					
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	1年を超える
総 数	(100.0) 11	－	(45.5) 5	(27.3) 3	(9.1) 1	(9.1) 1	(9.1) 1
殺 人	(100.0) 2	－	－	－	(50.0) 1	－	(50.0) 1
自動車損害賠償保障法違反	(100.0) 1	－	－	(100.0) 1	－	－	－
覚 醒 剤 取 締 法 違 反	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－
麻 薬 特 例 法 違 反	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－
道 路 交 通 法 違 反	(100.0) 4	－	(50.0) 2	(25.0) 1	－	(25.0) 1	－
過 失 運 転 致 傷	(100.0) 2	－	(50.0) 1	(50.0) 1	－	－	－

区 分 罪 名	平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
総 数	4.2	1.7	2.5
殺 人	11.3	2.5	4.5
自動車損害賠償保障法違反	2.5	1.0	2.5
覚 醒 剤 取 締 法 違 反	1.5	－	－
麻 薬 特 例 法 違 反	1.5	1.0	1.5
道 路 交 通 法 違 反	3.6	2.0	1.8
過 失 運 転 致 傷	2.0	1.0	2.0

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 実人員である。
 3 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
 4 再審開始決定後に移送決定等がなされた事件の審理期間の起算日は、移送先等裁判所が記録を受理した日とした。
 5 罪名が複数ある場合には、主たる罪名（法定刑の重い罪名による。）によった。
 6 再審開始事由が確定判決の一部のみにあってその部分が無罪とされた場合は、その無罪とされた罪名に計上した。
 7 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。
 8 () 内は割合(%)である。

再審事件（再審公判）における原裁判の訴訟手続別・罪名別終局区分等（地裁・簡裁）
（令和元年～5年累計）

訴訟手続	罪 名	裁判所	終 局 人 員	請求人		終 局 区 分					
				検 察 官	本 人 側	無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	再 審 請 求 取 下 げ	移 送 ・ 回 付	有 罪
通常訴訟事件	総 数	地裁	4	2	2	3	-	-	-	1	-
		簡裁	1	1	-	1	-	-	-	-	-
	殺 人	地裁	2	-	2	2	-	-	-	-	-
	覚 醒 剤 取 締 法 違 反	地裁	1	1	-	-	-	-	-	1	-
	麻 薬 特 例 法 違 反	地裁	1	1	-	1	-	-	-	-	-
	過 失 運 転 致 傷	簡裁	1	1	-	1	-	-	-	-	-
略式命令請求事件	総 数	簡裁	6	6	-	6	-	-	-	-	-
	過 失 運 転 致 傷	簡裁	1	1	-	1	-	-	-	-	-
	自 動 車 損 害 賠 償 保 障 法 違 反	簡裁	1	1	-	1	-	-	-	-	-
	道 路 交 通 法 違 反	簡裁	4	4	-	4	-	-	-	-	-

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 実人員である。

3 罪名が複数ある場合には、主たる罪名（法定刑の重い罪による。）によった。

4 再審開始事由が確定判決の一部のみにあってその部分が無罪とされた場合は、その無罪とされた罪名に計上した。

5 「過失運転致傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害）を含む。